

津市総合計画の概要



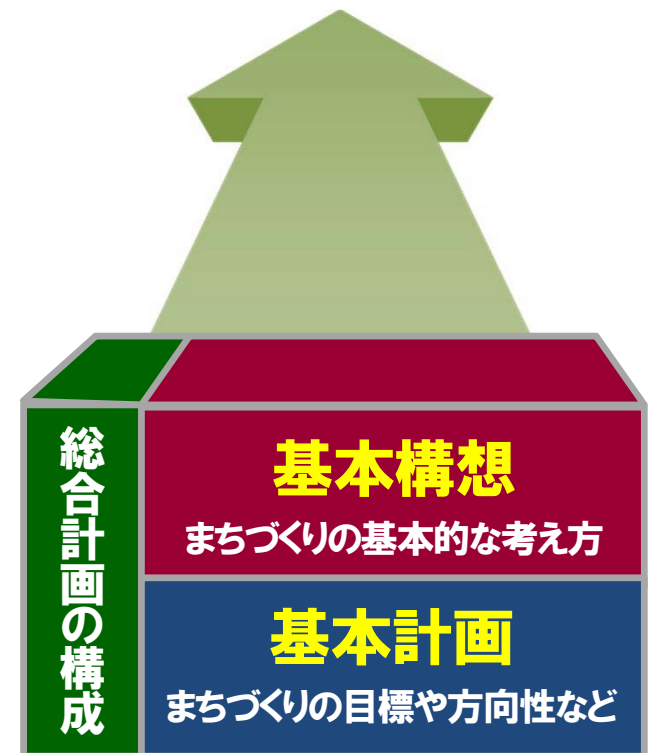
総合計画とは

まちづくりは、防災や福祉、保健、医療、教育、都市空間、商工、観光など、**様々な分野の取組**によって進めるもの

このまちづくりという大きな事業を進めるためには、それぞれの取組の方向がバラバラにならないように、そして、**市民と行政が同じ方向を向いて、ゴールとする望ましい将来あるべきまちの姿を共有**することが必要

市民と行政がともにまちづくりを進めるために、**めざすべき都市像や、その実現に向けた取組の方向性**を示すものとして策定

将来あるべきまちの姿



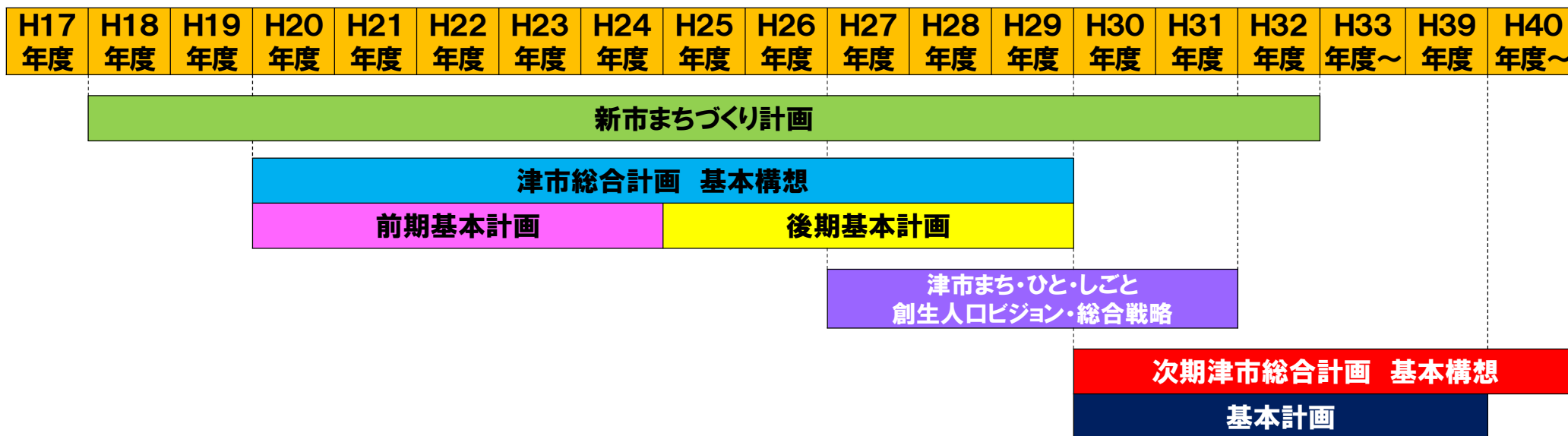
法的背景(策定義務の撤廃と津市の対応)

昭和44年、地方自治法の改正により、
市町村基本構想の策定を義務化

地域主権改革における国から地方への「義務付け・枠付けの見直し」の一環として、「地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)」が平成23年8月1日に施行され、
市町村基本構想の策定義務を撤廃(策定任意化)

津市では、「津市議会の議決すべき事件を定める条例(平成24年12月21日条例第44号)」が制定され、
「本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれに基づく基本計画の策定、変更及び廃止」
について議決を要することとなった

新市まちづくり計画等との関係



現総合計画

- 津地区合併協議会において策定された「新市まちづくり計画」を発展させ、合併後はじめての総合計画として策定
- 平成20年度から平成29年度の10年間を計画期間とする

次期総合計画

- 平成30年度からを計画期間とする
- 平成28年度から策定に取りかかり、平成29年度末までに策定

策定の体制

津市総合計画審議会

市長の諮問に応じた、計画の審議・答申

多様な市民参画

市民意識調査、関係団体との懇談会、パブリックコメントなど

津市議会

計画案への意見、計画の議案上程に係る審議など

津市総合計画推進検討委員会

副市長や部長級職員で構成し、計画の試案の作成など

津市総合計画プロジェクトチーム

主幹級以下の職員で構成し、調査研究や施策の検討など

策定手順のイメージ

多様な市民参画

市民意識調査、市内各種団体との懇談会、地域懇談会における意見、インターネット等を活用した市民からの意見聴取、パブリックコメントなど



策定のスケジュール

